

## 1 5 防災計画

### ①浅間キャンパス

#### 1 防災の目的

校内防災体制を確立して、学校生活の安全を期するとともに、生徒・職員の防災に対する知識と意識の高揚を図り、非常事態に対する心構えを養い、これに対処できる規律ある団体行動を実施訓練して、非常事態発生時の安全の確保を最大の目的とする。

#### 2 防災の範囲

この計画は、通常の授業日についてのものである。放課後や休日実習、休日クラブ活動などでの登校は、登校該当者が平日に準じて避難誘導する。

#### 3 避難経路

①全校一斉避難の場合 次のとおり避難する。

校 舎	避 難 経 路
第一本館	(3階) 2-1 2-2 (2階) 3-1 3-2 東階段→正面玄関→ロータリーおよび草花圃場
	(3階) 2-3 2-4 2-5 (2階) 3-3 3-4 3-5 西階段→教務西出口→ロータリーおよび草花圃場
第二本館	(3階) 1-4 1-5 (2階) 1-2 1-3 西階段→被服室西出口→校庭
	(2階) 1-1 東階段→男子更衣室脇東出口→校庭
農業棟ほか 特別教室	実習、体育などは授業担当者の判断指示で校庭へ避難させる
特別教室棟	(1階から3階) 階段→生徒玄関→ロータリーおよび草花圃場
工業棟	(1階から3階) 階段→玄関→工業棟駐車場および草花圃場

#### ②部分避難の場合

部分的火災、爆発など非常事態が発生したら、該当担当者の指示で避難させる

#### 4 防災に対する心得

##### (1)火災について

- ① 出火発見者はただちに火場所を教務室・事務室へ連絡し、火災報知器のボタンを押す。また関係者は消防署へ通報する。
- ② 生徒は放送など伝達・通報の指示にしたがって行動し、授業中は担当の先生の指示にしたがって避難する。
- ③ 避難するときは、窓を閉めストーブを消火する。ガス、電気器具など元栓を止めて、所持品を持たず、あわてずに速やかに行動する。
- ④ 避難時には帽子あるいは座布団等をかぶり、階段、障害物に注意し、煙が充満している場合はハンカチ等で口鼻を覆い、身を低くして壁に沿って避難する。職員は最後に人員の有無を確認し、防火シャッターを下ろして避難する。
- ⑤ 避難場所に集合整列して、授業担当者・ルーム長は点呼をとり、本部へ報告する。
- ⑥ 災害時、本部はロータリー付近に設置し、消防署・警察署などへの対応連絡を行う。さらに生徒への対応を協議し指示する。

## (2)地震について

- ① 授業中、地震が発生した場合、最初の大きな揺れが収まるまで、その場にとどまる。またその際、できる限り戸は開けておくよう心がける。倒壊、戸棚などの倒れる危険がある時は、机の下などにいったん身を寄せて避難する。
- ② 地震の揺れが収まったら、火災時と同様な避難をする。
- ③ 日ごろから戸棚、危険物、薬品など倒壊の恐れがあるものを点検する。

## (3)落雷について

本校周辺は落雷の特に多いところであるので、その旨注意対策をする。

- ① 体育授業・農業実習・クラブ活動中落雷の心配が発生したら、生徒を大至急校舎内や建物内に避難させる。大樹の周辺は危険である。
- ② 落雷への避難が間に合わない場合、金属（バット、カマ）類を身からはなし、地面に伏せるなど落雷対策の注意をする。

## (4)火山について

活火山「浅間山」の山麓にある本校では、大噴火・火砕流・溶岩流・火山灰などについて、警戒を怠ることのないようにする。

## (5)光化学オキシダント緊急時の対応について

- ① 注意等が発令された場合、体育等授業時間内の運動のほか、クラブ活動など状況に応じ屋外での運動を中止する。
- ② 休日等において発令された場合は、校庭や運動場に生徒がいないか確認する。
- ③ 発生時には、帰宅後うがいと洗眼を行うよう指示し、通常どおり下校させる。

## (6)その他

その他土石流、人質テロ、暴走族による暴走行為などが予想されるが、その非常事態に臨機応変に対処する。

## 5 防災団の任務

火災などの発生の場合、生徒を安全に避難させることが第一に必要である。状況によっては、次の通りの防災班の組織をして、活動させる。

	班	任 務
1	本 部	生徒の掌握と指示、消防署・警察署等への連絡・交渉
2	救護班	怪我人、病人等の応急的措置と対応 保健主事・養護教諭を中心に関係職員の協力で実施する
3	消火班	原則として生徒はこの任に当たらない。消火栓、消火器 バケツ水かけなど、初期消火にあたる。
4	搬出班	原則として生徒はこの任に当たらない。安全が確保され たら、非常持ち出しの物品の搬出にあたる。

## 6 大災害時の危機管理

大地震・集中豪雨水害・大噴火などすべての交通機関（JR小海線・しなの鉄道・バスなど）が運休になり、道路も不通のときの処置について

(1)生徒が登校以前のときは、学校を休業として生徒は登校させない。

(2)生徒が登校して在校中のときは、被害の大小、交通機関復旧状況による。

- ① さらに災害拡大の心配のあるときは、学校に待機・滞在させ、家庭又は保護者勤務先への連絡を行う。
- ② 安全が確保され二次災害の心配がなくなったときは生徒を帰宅させる。学校から10km以内の生徒は、PTA支部ごと徒歩で集団下校させる。
- ③ 上記以外の遠隔地生徒は、学校へ宿泊させる。交通機関の回復を待つ。
- ④ 交通、通信の回復状況をまってそれぞれに対処する。

## 7 防災用具・防災設備の点検

6ヵ月ごとに点検し、不備なところは修理する。

## 8 防災訓練計画

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| 4月下旬     | 各HR単位、非常口、避難経路、防災など指導  |
| 5月上旬     | 各HR単位、防災計画の指導、徹底をはかる   |
| 5月26日(火) | 防災訓練(詳細については別の指導計画による) |

## ②白田キャンパス

### 1 防災年間計画

- |    |  |
|----|--|
| 4月 | 災害予防計画立案<br>防災計画説明・・・災害時の避難心得、避難路、警備防災班編制表の確認。                 |
| 5月 | 防火水路、消火用具の点検<br>防災訓練・・・火気使用器具設備について北部消防署の指導を受ける。<br>(今年度は5/26) |
| 7月 | 化学薬品の保存状態の点検   |
| 9月 | 防災の日後・・・防災講座(今年度は9/3)  |
| 2月 | 電気施設の点検  |
| 3月 | 火災報知器の点検   |

#### その他

- (1) 各クラブの室の巡視は、各班顧問が随時行う。
- (2) 長期休業の前後には、必ず化学薬品の保存状態、ガス施設の点検を行う。
- (3) ストープ使用期間中は、ストーブの点検、石油置き場の巡視を随時行う。
- (4) 電気施設の点検は、別に専門家の点検を毎月受ける。  
非常災害時の連絡は、別紙連絡表により、学校長・副校長・事務長との連絡を密にして、警備防災本部付顧問が迅速に行う。

### 2 防災要項

- (1) 日常の防災管理、警備体制を整え、防災の万全を期す。
- (2) 災害発生に備え、避難対策を立て、訓練をしておく。
- (3) 防火、警備については、北部消防署の指導を受ける。
- (4) 災害発生の際は、生徒の安全退避を第一とし、次いで消火、非常持ち出しの措置をとるものとする。
- (5) 学校行事、各種会合時後の火災防止、管理の徹底を図る。
- (6) 閉校時の校舎内、各室の施錠管理、出入りに対する規制・監視が行われるようにする。
- (7) 火災報知器の機能の周知を図り、誤報など起きぬようにする。
- (8) 防火水路、消火用具類を整理しておき、有事に備える。
- (9) 校舎内の整備、整頓を行き届かせるようにする。
- (10) 不要品、紙屑類、燃えやすいものの取り扱いに注意する。
- (11) 電気施設に対して特に危害予防に留意し管理点検を行う。
- (12) 実験室、研究室など特定の場所における化学薬品の保存、処理の適正と事故防止に努める。
- (13) 火気使用器具設備に対する点検を行い、火災発生を防止する。
- (14) 生徒の部室、クラブ室は自主的管理を徹底し、事故の発生を防ぐ。

### 3 防災計画

- (1) 本校防備のため教職員及び生徒をもって災害防止対を組織し、常に災害の予防並びに災害発生時にはその被害を最小限に止めることを目的とする。
- (2) 特に火災については、予防第一とし万一発生の場合は警備防火班(別紙)を編成し活動する。火災以外の災害もこれに準ずる。
- (3) 警備防火班の組織及び任務は次の通りとする。

#### 本部

イ、副校長の指揮監督下のもとに災害全般にわたって迅速に情報を聴取し、事態の対策につき適切な指令を発し、各班との連絡通報にあたる。

ロ、下校後または休日の場合は職員、生徒を招集し、防火・防災にあたる。

#### 消化班

イ、火災発生の場合は、迅速に初期消火作業に従事する。

ロ、常に消火設備、器具等の点検を行い、消火栓・消化器・防火シャッター等の使用法を心得ておく。

ハ、火災以外の災害の場合は、本部の指示に従う。

#### 非常持出班

イ、災害の状況により重要書類、貴重品を持ち出し、その警備に当たる。

#### 退避班

イ、生徒の安全避難に努め、負傷等の事故発生を防止する。

ロ、避難口、通路及び避難場所は、災害の状況により適切な判断により決定する。

#### 救護班

イ、負傷者の救護と救急処置にあたる。

#### 警備班

イ、学校内外の警備にあたる。

- (4) 一般的留意事項

諸規定、特にストーブ使用規定を確実に履行する。

教室、所属建物についてはそれぞれ火気取締り責任者が常時火気の取締りにあたる。

### 4 火気取締り責任者

- (1) 各HR教室の責任者は、HR担任とする。
- (2) 教室、所属建物については警備防火班の非常持出班の最初に記載してある係職員とする。

### 5 避難心得

- (1) 災害発生時の連絡(サイレン・放送・その他)を受けたら教科担任の指示を聞き、静粛、敏速にその指示に従う。
- (2) 火気(ストーブ・ガス等)の消火を第一に行い教室、廊下の窓を閉める。
- (3) 各クラスとも廊下に二列縦列隊に並び、他クラスとの混乱をさける。
- (4) 廊下を移動するとき煙に遭遇したら姿勢を低くし、ハンカチ、手ぬぐい(濡れている方がよい)を持っている者はそれでマスクをする。
- (5) 退避中、奇声を発したり、急激に走り出す等、いたずらに興奮、混乱に陥るようなことは絶対にしない。特に階段を降りる際には後ろから押したり、突き飛ばしたりしない。
- (6) 避難中、靴が脱げたり上着を引っ掛けぬよう服装、身づくろい等には十分に留意し、所定の隊形に整列する。
- (7) 地震の際はあわてて室外や校舎外に出ずに、机の下、大きな柱の陰等に避難し、様子を見る。
- (8) 防火本部は原則として校庭に置くので速やかに集合すること。
- (9) 集合は定められた位置に各クラス二列縦隊に集合し、ルーム長は人員の掌握を行い、ルーム担任または教科担任に報告する。
- (10) 集合後、学校長および、各係の指示があるのでそれに従う。

いずれにせよ防火・避難にあたっては人命の尊重、安全第一を心がけ、冷静沈着かつ敏速な行動を持って対処すること。